

特別養護老人ホーム（以下「特養ホーム」という。）は、「要介護3～5の認定を受けた方」や「要介護1・2の認定を受け特例基準に該当する方」で、自宅での生活が困難な高齢者を対象とした入所施設です。練馬区では入所基準を定め、入所の必要性が高い方から入所できるよう、特養ホームごとに入所申込者名簿を作成し、入所待ちの方の順位を決めています。

1 申し込み方法

(1) 特養ホームへの入所を希望する方は、まず要介護認定の申請を行ってください。

(2) 要介護3～5の認定を受けた方

お手元に、要介護認定結果の記された介護保険被保険者証が届きましたら、希望される特養ホームに直接お申し込みください。

(3) 要介護1・2の認定を受けた方

下記の特例基準に該当することを確認できた場合に、区内の特養ホームへのお申込みが可能となります。お近くの地域包括支援センターへご相談ください（担当地域にかかわらず、お受けします。）

【特例基準】

認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる

家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難

単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分

(4) お申し込みの際は、「入所申込書」に介護保険被保険者証のコピーを添付して、特養ホームにご提出ください。身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、それらの手帳のコピーもご提出ください。

また、要介護1・2の方は、区が特例基準該当者であると確認した旨が記載された「特例入所理由書」も添付してください。

(5) 同時に複数の特養ホームに申し込むこともできます。

(6) 練馬区外の特養ホームに申し込むこともできます。区外の特養ホームの所在地・連絡先は地域包括支援センターまたは担当のケアマネジャーにお問い合わせください。

(7) 1月1日現在、練馬区内に住居登録のなかった方は、1月1日現在の住所地の課税証明書もご提出ください。ご提出がない場合、手続きにお時間をいただく場合があります。

2 入所申込書の有効期間

入所申込書は、申込時点での要介護認定の有効期間内において有効です。このため申込時の要介護認定期間が終了した時点で申込書の有効期間も終了となるので、更新や区分変更申請で要介護認定期間が更新された場合には、あらためてお申し込みが必要となります。

また、区内特養ホームに入所後に、他の区内特養ホームへの変更を希望する場合もあらためてお申し込みが必要となります。

3 入所順位

(1) 区内の特養ホームおよび東京武蔵野ホームでは、申し込みされた方を入所申込者名簿に登載し、順位の高い方から入所の契約をしていきます。

- (2) 順位は、本人の状況、介護者の状況、住宅の状況について指数を付け、それを合計して決めていきます。指数が同じ場合、住民税額が低額の世帯の方を優先します。
- (3) 病院への入院等のため特養ホームを一度退所し、(病気回復などで)再度申し込むときには、その旨を特養ホームにお申し出ください。

4 入所契約

- (1) 待機していると、希望している特養ホームから入所の意思確認の連絡があります。希望される場合には施設の職員が面接に伺います。
- (2) 問題が無ければ入所契約になりますが、入所に際しては感染症の検査などを受けていただく場合があります。

5 費用

要介護度と居室のタイプによって異なります。

おおむね、5～18万円程度(介護費用の1割～3割+居住費+食費+日常生活費)が見込まれます。

また、所得の低い方には、介護費用・居住費・食費の減額制度があります。

6 入所申込者名簿の扱いについて

- (1) 練馬区内の複数の特養ホーム(東京武蔵野ホームを含む、以下同じ)に申し込みされている方が、いずれかの区内特養ホームに入所された場合、他の区内特養ホームの入所申込者名簿から除外させていただきます。
- (2) 要介護3以上の方が、要介護2以下に区分が変わった場合や要介護認定期間が満了した場合には、入所申込者名簿から除外させていただきます。ただし、特例入所基準に該当する要介護1・2の方は、入所対象者になりますので、地域包括支援センターへ相談してください。
- (3) 病院、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム等の施設および練馬区外の特養ホームに入所されている方については、入所基準に該当する限り、入所申込者名簿に登載されます。自宅で生活していた方が、新たにこれらの施設に入所した場合には、申し込みいただいている全ての特養ホームに待機を継続する旨をご連絡ください。
- (4) 練馬区内のいずれかの特養ホームで順番が来て、入所の連絡があったときに入所契約をされなかった場合は、その特養ホームの入所申込者名簿から除外させていただきます。(病気などで一時的に入所できない場合は別ですので、特養ホームに事情をお伝えください。)入所契約をされなかった施設以外の、申込み中の他の区内の特養ホームの入所申込者名簿には引き続き登載されています。
- (5) 区外への転出等により練馬区の住民でなくなった方については、入所申込者名簿から除外します。ただし、一時的な転居(仮住まい)等の場合は入所申込者名簿の登載は続きますので、担当の地域包括支援センターにご連絡ください。なお、区内での転居の場合は変更ありません。
- (6) 区内の特養ホームへの入所や、区外への転出による入所申込者名簿からの除外は、入所申し込みの権利を失うものではありません。あらためていずれかの特養ホームに申し込むことが可能です。

7 現況(変更)の報告

ご本人の状況や介護者・家族の状況等に変更があった場合は、すみやかに申込みをされた特養ホームにご連絡ください。

お問い合わせは

お近くの地域包括支援センターへお問い合わせください(担当地域にかかわらず、お受けします。)